

SD-65 バルコニー等の手すり安全標準 共通事項

- 1.適用範囲 集合住宅で子供の利用が考えられる部分について適用する。  
 2.手すり、窓台の高さ 各部の寸法は下記のうち厳しい方の数値以上とする。

(単位 mm)

場所	形式	足掛りの無い場合	足掛りのある場合	広幅足掛りのある場合
バルコニー 廊下 屋外階段 (傾斜部分は 段鼻からの 高さとする)			③ aが狭い場合は機器を こうか天井に吊る。但し 2方向避難に影響がある 場合はa寸法を600以上 確保する。	
窓の手すり 腰高			網入ガラス はめこらしとする。 ② { W-200以下-H-850 W-200以上-バルコニーと同じ }	冷暖房機器 家具等
屋上広場			くぐり防止	

- 凡例 ( ) = 住宅都市整備公団の規定  
 (2) = 各行政庁の指導  
 (3) = 安全上更に考慮を要する事項  
 h = 足掛り (h=650以上の場合) (注)

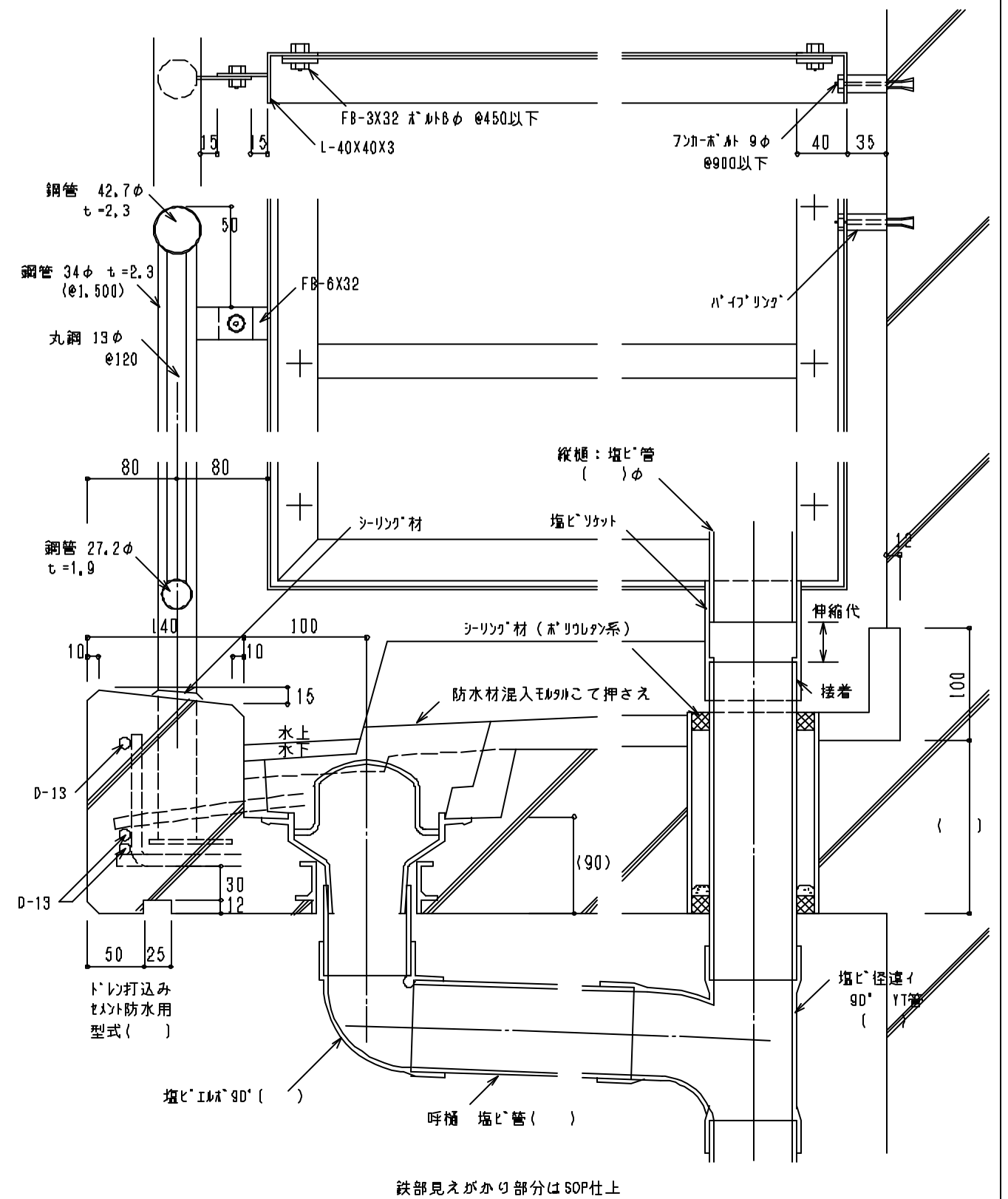
(注) (公団規定) 足掛り(h)とは、床面からの高さが650mm以下で、  
 幼児が足を掛けて上がる危険性のある部分をいう。  
 この内幅掛りとは、出窓、ウォールガーター等  
 で、その部分の幅が150mm程度以上あり、箱等を乗  
 せることができるもの。

- 3.形式構造 金属手すりは縦横形式とし、横の間隔は内法110mm以下、下部及び側面と他の部分との隙  
 間は内法80mm以下とする。  
 足掛りとなる部分はできるだけ設けない。  
 非常用進入口となる開口は、垂直距離有効1m以上確保できるように手すり位置・形状  
 を考慮する。

注意事項 □ 当標準は住宅都市整備公団の「住宅設計要領(中高層共同住宅)」を参考に、各行政庁の指導及び安全  
 上さらに考慮を要する事項を加え、設計上守るべき必要最小限の標準として定めた。  
 なお、上記以外の形式。又は使用上でさらに危険性が考えられる場合は、当標準の基本を守り、さらに  
 安全性の付加を考慮する。

SD-66 バルコニー 居室側

1:50



- 適用範囲 □ 極寒地には適用しない。 □ 集合住宅等のバルコニー、先付手すりの場合。  
 注意事項 □ はね出しスラブが1.5m以内の場合。 □ 手すり支柱の足元を垂れ締めする場合は明記する。  
 □ ドレンは原則として打込みとする。 □ 縦樋と予樋の材質、径を明記する。 □ 先端排水溝の水勾配を確保の上スラブ厚さを明記する。  
 □ 縦樋と予樋の材質、径を明記する。 □ 先端排水溝の水勾配を確保の上スラブ厚さを明記する。  
 □ 手すりの高さは、住宅都市整備公団及び各行政庁等の指導の高さを確認の上決定する。(足がかり  
 部分より高さH=1,100mm以上、床面からの高さH=1,200mm以上)